

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 1 日

障害児通所支援事業所 管理者 様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の自己
評価結果等の公表について（注意喚起）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）により、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者に加えて、保育所等訪問支援事業者（令和 6 年 4 月 1 日より）についても、指定基準に基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を 1 年に 1 回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられております。

自己評価結果等は公表し、都道府県に届出をする必要がありますが、当該届出がされていない場合に、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について、通所給付費が所定単位数の 15%減算となります（旧医療型児童発達支援及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。保育所等訪問支援については、令和 7 年 4 月 1 日から適用。）。

未公表等の事業所におかれましては、下記の評価手順等を参考に実施し、適切な時期に公表をしていただくようご留意ください。

なお、この通知は、既に公表された事業所についても送付しておりますので、御了承ください。

記

1 評価手順（参考）

(1) ・従業者による評価の実施

事業所の従業者が「事業者向け自己評価表」を用いて、従業者評価を行う。その際、「はい」「いいえ」等にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について自己評価する。

・保護者等による評価の実施

事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等から回答をとりまとめ、特記事項欄の記述も含め集計する。※保育所等訪問支援については、訪問先評価も含む。

(2) 事業所全体による自己評価

保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごと

に評価を行う。特に、「課題や改善すべき点」について、認識をすり合わせる。全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。

討議及び分析に際しては、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

(3) 改善・充実に向けた検討

前項の討議及び分析結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通し及び取組を検討・整理する。

(4) 自己評価結果の公表

事業所全体による自己評価結果について、インターネットのホームページ等を活用して公表する。

(5) 愛知県への報告

WAM NETの障害福祉サービス等情報公表システムに公表場所（URL等）を登録する。（この登録をもって愛知県への報告とします。）

※ 登録するURLは、事業所トップページでなく、評価表が掲載されているページとしてください。

(6) 支援の改善に向けた取組等

改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえ、日々の支援等への反映を行っていく。

2 留意事項等

(1) 評価表について

評価表等様式例は、障害福祉課ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jikohyoukakekkatoukouhyou.html>)

(2) 留意事項

事業所における自己評価は、保護者等による事業所評価及び従業者評価を踏まえて行うものであり、保護者等へのアンケート調査が必要になります。

また、事業所内掲示や利用者への結果送付のみでなく、令和7年3月31日までに上記1(5)のとおり障害福祉サービス等情報公表システムへの掲載（県の承認）が必要です。

令和6年5月1日以降に指定された事業所においては、指定後1年以内に公表しない場合は減算となりますのでご注意ください。

担 当 事業所指導第二グループ

電 話 052-954-7400（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6920

メール shogai@pref.aichi.lg.jp